

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 基礎評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>生活に困窮する外国人生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第832号厚生省社会局通知)に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>特定個人情報の取り扱いについては以下の事務において取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)保護の実施に関する事務(2)保護の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答に関する事務(3)職権による保護の開始又は変更に関する事務(4)保護の停止又は廃止に関する事務(5)就労自立給付金又は進学準備給付金の申請に係る事実の審査及び応答に関する事務(6)保護に要する費用の返還に関する事務(7)徴収金の徴収に関する事務(8)医療扶助のオンライン資格確認に関する事務<ul style="list-style-type: none">①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等<p>(②～④)は【委託元:杵築市福祉事務所】【委託先:社会保険診療報酬支払基金】</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 福祉総合システムふれあい2. MICJET番号連携サーバ3. 中間サーバー4. 統合専用端末5. 医療保険者向け中間サーバー等6. ガバメントクラウド
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項・杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第9号・独自利用条例第4条第1項及び別表第1の1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長

6. 他の評価実施機関**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1801
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 TEL:0977-75-2405
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

指紋認証によるユーザー認証を行っている

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14号の規定による特定個人情報保護委員会規則	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 ・杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表第1の1の項	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉推進課長	福祉推進課長 江藤 修	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉推進課長 江藤 修	福祉推進課長	事後	
平成30年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	新様式による追加	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉推進課	福祉事務所	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉推進課長	福祉事務所長	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱	福祉推進課 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地1 TEL:0977-75-2405	福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地1 TEL:0977-75-2405	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・独自利用条例第4条第1項及び別表第1の1の項	・番号法第19条第9号 ・独自利用条例第4条第1項及び別表第1の1の項	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年11月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年11月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年11月4日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	
令和5年3月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>生活に困窮する外国人生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第832号厚生省社会局通知)に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>特定個人情報の取り扱いについては以下の事務において取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>生活に困窮する外国人生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第832号厚生省社会局通知)に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>特定個人情報の取り扱いについては以下の事務において取り扱う。</p> <p>(1)保護の実施に関する事務 (2)保護の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答に関する事務 (3)職権による保護の開始又は変更に関する事務 (4)保護の停止又は廃止に関する事務 (5)就労自立給付金又は進学準備給付金の申請に係る事実の審査及び応答に関する事務 (6)保護に要する費用の返還に関する事務 (7)徴収金の徴収に関する事務 (8)医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 (②～④)は【委託元:杵築市福祉事務所】【委託先:社会保険診療報酬支払基金】</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 福祉総合システムふれあい 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. 福祉総合システムふれあい 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者向け中間サーバー等	事前	
令和5年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	十分である	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	なし	十分である	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	指紋認証によるユーザー認証を行っている	事後	
令和8年1月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 福祉総合システムふれあい 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者向け中間サーバー等	1. 福祉総合システムふれあい 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者向け中間サーバー等 6. ガバメントクラウド	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年1月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	